

新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る面会制限実施の指針

(目的)

第1条 この指針は、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナという。）感染防止対策として、医療法人高潮会（以下、本会という。）が、入院患者及び入所利用者の家族・親戚・知人等に対し、面会制限を要請する際の基準とするものである。

(面会制限の種類)

第2条 本会は面会制限に、原則面会禁止（以下、2項に規定する。）と条件付面会（以下、3項に規定する。）の2種類を規定する。

- 2 原則面会禁止とは、入院患者及び入所利用者の容態が急変した場合等、本会がその家族・親戚等に連絡し面会を促した場合を除き、原則的に面会を禁止するものである。
- 3 条件付面会とは、入院患者及び入所利用者の家族に限り、週に2回、1回30分を限度とし、面会を認めるものである。
- 4 2項及び3項に規定するいずれの面会制限についても、マスクの着用、手指の消毒、及び検温を面会前に実施し、37.5度以上の発熱がある場合、咳等の新型コロナを疑わせる症状がある場合、また協力頂けない場合は面会を禁止する。

(適用基準)

第3条 この指針を公開した日以降、新型コロナ終息宣言が日本国政府より発表されるまでの間、本会は原則、条件付面会を実施する。また原則面会禁止の実施及びその解除に係る基準については2項及び3項に規定する。

- 2 新型コロナ陽性者が、高知市内で連続して3日間発生した場合、または同市内で1日に5名以上の新型コロナ陽性者が発生した場合は、その事実を本会が把握した日の翌日より原則面会禁止とする。
- 3 2項により原則面会禁止が実施されてから、実施された日を含め連続して14日間、高知市内において新型コロナ陽性者が発生しなかった場合、15日目より原則面会禁止を解除する

(その他)

第4条 その他、定めのない事項や、予測不可能な事態が生じた場合の対応については、院内感染防止委員会、院内感染防止対策チーム等の意見を聴取し、理事長が決定する。

附則

この指針は 2020年5月18日 から施行する。